

# 小規模貯水槽水道の衛生管理

可児市では、小規模貯水槽水道の衛生管理の向上を図るために、「可児市水道事業給水条例」で「貯水槽水道の設置者の責務」を定めています。

簡易専用水道以外の貯水槽水道（小規模貯水槽水道という。）の設置者は、安全で衛生的な水を適切に利用者に供給できるように施設管理に努めてください。

## 小規模貯水槽水道とは？

ビルやマンションなどの建物に給水する方式として、配水管の水圧により直接蛇口に給水する方式を直結式給水方式と、水道水をいったん受水槽に貯めて、その後ポンプを使って各階の蛇口に給水する受水槽式給水方式、及び、建物の給水管にポンプ等の増圧給水設備を直接取付けて各階の蛇口に給水する増圧直結給水方式があります。

可児市の水道では、増圧直結給水方式は認められていませんので、直結式給水方式又は受水槽式給水方式となりますが、このうち、**貯水槽の有効容量※1が10m<sup>3</sup>以下のものを小規模貯水槽水道**と呼んでいます。

なお、**水道水以外の水（井戸水等）**を飲み水として給水している施設で、貯水槽を持っており水道法の対象となっていない施設（貯水槽の有効容量が20m<sup>3</sup>以下のもの。）についても、施設管理については、小規模貯水槽水道と同等の管理を行うように努めましょう。

### ※1 貯水槽の有効容量

受水槽や高架水槽などの水を貯める水槽を貯水槽といいます。有効容量とは、水の最高水位と最低水位との間に貯留され、適正に利用可能な水量のことを言います。給水管等で接続されている複数の貯水槽がある場合はその合計となります。

## 必要な衛生管理【条例等で定められていること】

小規模貯水槽水道に該当する施設は、条例等で定められた基準に従って、必要な衛生管理を行ってください。

### 1 施設の点検

有害物、汚水等によって水が汚染されるのを防止するために水槽の点検を行うこと。

### 2 貯水槽の清掃

水槽の掃除を**1年以内ごとに1回、定期**に行うこと。

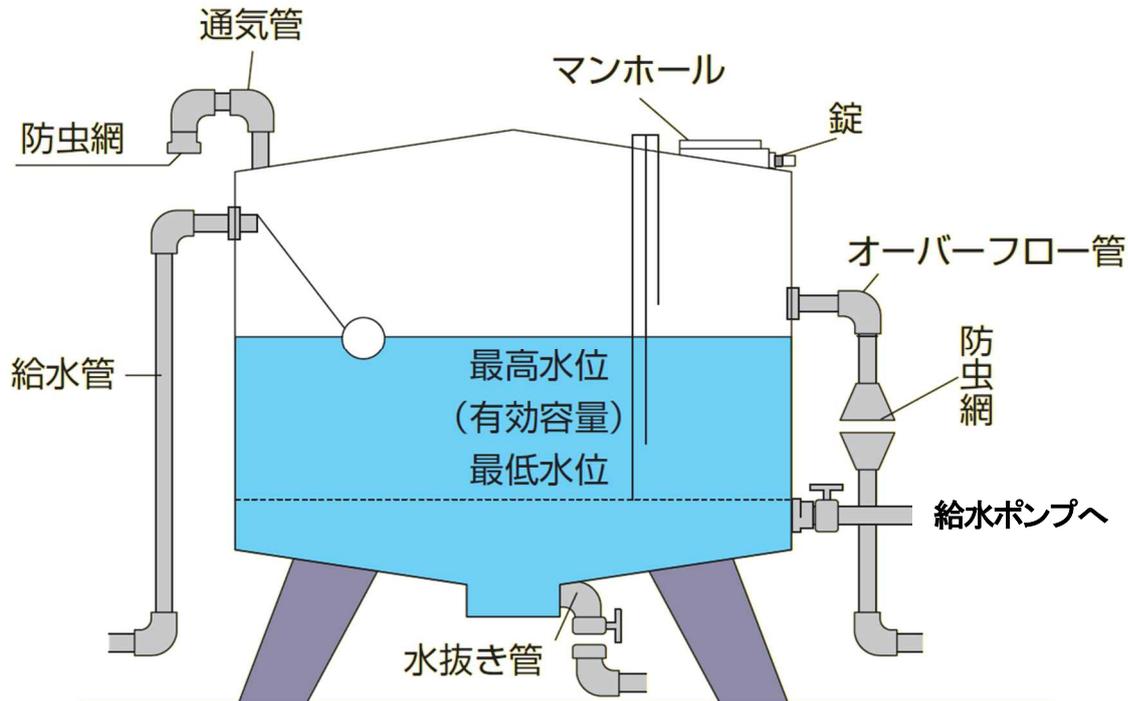
### 3 水質の検査

**1年以内ごとに1回、定期に**、給水栓における水の色、濁り、臭い、味に関する検査及び残留塩素の有無に関する水質の検査を行うこと。

給水栓における水の色、濁り、臭い、味その他の状態により給水する**水に異常を認めたときは**、水質基準に関する省令(平成4年厚生省令第69号)の表の上欄に掲げる事項のうち必要なものについて速やかに検査を行うこと。

## 4 給水の停止

供給する水が人の健康を害するおそれがあることを知ったときは、直ちに給水を停止し、かつ、その水を使用することが危険である旨を関係者に周知させる措置を講じること。



## 望ましい管理

安全で衛生的な水を供給できるように設置者は、以下の項目を行うように努めましょう。

### 1 施設の点検

月に1回はマンホールの施錠状況、防虫網の破損状況、水槽付近の状況等について点検を行いましょう。定期的な点検のほか、台風や地震などの影響で水質が悪くなるおそれのある場合も点検を行いましょう。

また、貯水槽の清掃をしたときは、同時に内部の点検も行いましょう。

給水ポンプが故障すると断水しますので、給水ポンプも年1回は点検しましょう。なお、停電などでポンプが作動しなくなることもありますので、電機計装等も点検するようにしましょう。

### 2 水質の検査

#### (1) 水の色・にごり・におい・味のチェック (毎日)

透明なガラスコップに蛇口から水道水をくみ、水の色が透明か、にごりがないか、塩素(カルキ)臭以外の臭いがないか、変な味がしないか調べましょう。

#### (2) 残留塩素の測定 (週1回)

水道水には、様々な細菌を消毒するため、消毒薬として塩素が加えられています。塩素は、汚れた水など細菌を多く含む水が混入すると、細菌や汚れなどにより消費され、急激にその濃度が下がりますので、日ごろから、残留塩素測定をしていれば、水の汚染をいち早く発見できます。給水栓末端で、遊離残留塩素が0.1mg/L以上あるかを確認しましょう。

### (3) 専門機関での水質検査 (年1回)

年1回専門の水質検査機関で水質基準に関する省令に定める全項目について水質検査を行います。

検査機関については、以下の厚生労働省ホームページを御覧ください。

<http://law.e-gov.go.jp/htmldata/H15/H15F19001000101.html>

### 3 書類や図面の保存

施設の点検記録、水質検査記録等の書類は、作成した日から5年間は保存しましょう。

また、施設の図面は常に保存し、事故などで必要なときに速やかに確認できるようにしましょう。

表1 最寄りの水質検査機関 (平成26年1月1日現在)

氏名又は名称	住 所	電話番号
株式会社総合保健センター	可児市川合136番地8	0574-63-7703
一般財団法人岐阜県公衆衛生検査センター	岐阜市曙町4丁目6番地	058-247-1300
中日本産業株式会社	岐阜市藪田南5丁目13番4号	058-274-7789

## 関係法令抜粋

### ○可児市水道事業給水条例

(貯水槽水道の設置者の責務)

第46条 貯水槽水道のうち簡易専用水道(法第3条第7項に定める簡易専用水道をいう。次項において同じ。)の設置者は、法第34条の2の定めるところにより、その水道を管理し、及びその管理の状況に関する検査を受けなければならない。

2 前項に定める簡易専用水道以外の貯水槽水道の設置者は、別に定めるところにより、当該貯水槽水道を管理し、及びその管理状況に関する検査を行うよう努めなければならない。

### ○可児市水道事業給水条例施行規程

第19条 条例第46条第2項の規定による簡易専用水道以外の貯水槽水道の管理及びその管理の状況に関する検査は、次に定めるところによるものとする。

(1) 次に掲げる管理基準に従い、管理すること。

ア 水槽の掃除を1年以内ごとに1回、定期に行うこと。

イ 水槽の点検等有害物、汚水等によって水が汚染されるのを防止するために必要な措置を講じること。

ウ 給水栓における水の色、濁り、臭い、味その他の状態により給水する水に異常を認めるときは、水質基準に関する省令(平成4年厚生省令第69号)の表の上欄に掲げる事項のうち必要なものについて速やかに検査を行うこと。

エ 供給する水が人の健康を害するおそれがあることを知ったときは、直ちに給水を停止し、かつ、その水を使用することが危険である旨を関係者に周知させる措置を講じること。

(2) 1年以内ごとに1回、定期的に、給水栓における水の色、濁り、臭い、味に関する検査及び残留塩素の有無に関する水質の検査を行うこと。